

「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」 (FSB)

先般の金融危機を踏まえ、金融機関が万一破綻にいたるような場合においても、秩序ある処理を可能とする枠組みを整備するため、FSB（金融安定理事会）において「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」が策定された（2011. 10）。

1 目的

以下を確保しながら、金融機関を破綻処理することを可能とする

- ・ 深刻な金融システムの混乱回避
- ・ **納税者負担の回避**
- ・ 株主や担保で保護されない債権者に損失を吸収させることを可能とするメカニズムを通じた重要な経済的機能の確保

2 対象となる金融機関

「主要な特性」を備えた破綻処理制度は、あらゆるシステム上重要な金融機関に対し適用されるべき

3 当局の権限

破綻処理を行う当局は、以下を行う権限を含む、広範な権限を有するべき

- ・ 経営陣の選解任、破綻金融機関を管理する者の任命
- ・ 破綻金融機関の財産の管理処分（契約の解除・資産の売却等）
- ・ ブリッジ金融機関の設立
- ・ **ペイルイン（無担保債権のカット又は株式化）の実行 等**

4 早期解約条項の発動の停止

- ・ 破綻処理を行う当局は、デリバティブ契約等の早期解約条項の発動を一時的に（例えば、2営業日以内）停止する権限を有するべき

5 破綻処理のための基金

- 秩序だった破綻処理のためになされる一時的な資金提供のコストを賄うため、民間資金で賄われる預金保険、破綻処理基金、又は業界から事後徴収するメカニズムが設けられるべき
- 当局による一時的な資金供給は、モラルハザードを防止するため、厳格な要件の下でなされるべき

6 クロスボーダーの協力のための法的枠組み

破綻処理を行う当局は、他国の当局と協調しながら破綻処理を行う権限を有するべき（本国破綻処理との関係）

7 グローバルなシステム上重要な金融機関（G-SIFIs）について再建・処理計画を策定

8 G-SIFIs 毎の破綻処理の実行可能性の評価 等